

「第20回尾瀬賞」募集要項

1 名 称

第20回尾瀬賞（英名“Oze Prize”）

主催：公益財団法人尾瀬保護財団

2 目 的

「湿原の保全」に関して行われた優れた学術研究を顕彰することにより、この分野の学術的・学際的研究の伸展を図ること、及び環境保全に関する関心を高めることを目的とします。

3 賞の内容

(1) 賞の種類

選考の主たる対象は学術的貢献が顕著な研究者に授与する尾瀬賞です。今後の研究深化が期待される若手研究者（原則として応募時40歳未満）には尾瀬奨励賞を授与します。

(2) 候補者の対象・資格

- 1) 賞の対象は、国内外の泥炭を有する湿原（以下、「湿原」という。）の生態系及び生物の動態、保全、管理、再生に関する学術的研究（人文社会系の研究を含む）とし、気候、流域、外来種、野生動物などの湿原生態系へ与える影響とその管理に関する研究を含みます。とくに尾瀬の湿原保全に係る課題（*）について行われた優れた研究の応募を強く期待します。なお、一般湿地生態系の研究は、湿原の保全、管理、再生に大きく貢献する場合は賞の対象となります。
- 2) 応募者は上記の分野において優れた学術的業績を上げ、今後の研究の深化が期待される個人、または複数の研究者が相互協力して研究を進めたグループとします。
- 3) グループ研究による業績の場合は代表者による申請とします。
- 4) グループ研究の代表者は、単なるグループの組織・統括者ではなく、「応募研究テーマに関係する主要業績」の共著者として学術的貢献の顕著な人とし、1編以上の主著者であることとします。
- 5) グループ研究における共同研究者は、応募研究テーマの研究に密接に関与してきた研究者であり、主要業績の共著者であることとします。
- 6) 尾瀬奨励賞の対象者は個人応募のみとします。
- 7) 病気や出産・育児などで長期間（1年以上）にわたり研究活動が中断した期間がある場合はその期間を別紙（様式自由）に書いて、添付して下さい。

(3) 受賞

- 1) 尾瀬賞受賞者は本賞1名以内、奨励賞2名以内とします。
- 2) 本賞受賞者には1名（1グループ）に賞状および賞金100万円を贈呈します。
- 3) 奨励賞受賞者には1名につき賞状および賞金20万円を贈呈します。
- 4) 適任者がいない場合には受賞者なしとすることもあります。

4 募 集

(1) 募集期間

平成28年(2016)4月1日～8月31日（当日の消印有効）

(2) 応募方法

以下の書類(①～⑤)をそろえて応募して下さい。記載は日本語または英語に限ります。なお、応募は自薦または他薦とします。

- ① 「第20回尾瀬賞」応募用紙（個人用、グループ用、推薦用のいずれか）
- ② 尾瀬賞応募業績調書
- ③ 応募研究テーマに関係する主要業績調書

④ 業績一覧

⑤ ③に挙げた主要論文、著作の別刷またはコピー

- 1) 応募用紙は尾瀬保護財団ホームページ（*）に掲載していますので、ご応募の際はこちらからダウンロードしてください。
- 2) 必要があれば別に資料を求めることがあります。
- 3) 応募は郵送によります。宅配便での送付も可能です。
- 4) 原則として、応募は当該年度のみ有効とします。
- 5) 今回の応募で選外となった場合も、次年度以降の再応募を期待しております。
- 6) 尾瀬奨励賞受賞者は再応募できますが、奨励賞を再度受賞することはありません。

(3) その他

周辺にすぐれた研究者がおりましたら、積極的に応募を勧めていただくようお願いいたします。

5 選考

受賞者は、応募のあった候補者の中から尾瀬賞選考委員会が選考し、尾瀬賞運営委員会の審査を経て、平成 29 年(2017) 3 月までに尾瀬保護財団理事長が決定します。

6 授賞式

授賞式は平成 29 年(2017) 6 月に東京（会場未定）で行う予定です。授賞式において受賞者には記念講演をお願いいたします。また、数年以内に受賞研究とその後の発展についての講演または報告書への寄稿をお願いいたします。

7 注意事項

- 1) 研究対象とした湿原の特色及び研究手法を応募業績調書の「1 研究全体の成果」の欄に明記して下さい。
- 2) 学術的価値やその活用による学術研究全般及び社会経済面への波及効果など研究の学術的、社会的貢献を応募業績調書の「2 学術的・社会的貢献」の欄に明記して下さい。
- 3) 研究成果の湿原保全へのかかわり、尾瀬の湿原保全への貢献を応募業績調書の「3 湿原保全への貢献」の欄に明記して下さい。
- 4) 申請書(添付資料を含む)及び別に求めた資料等については、原則として返却しません。なお、書籍の絶版等の理由により返却を希望する場合には、応募の際にその旨を連絡して下さい。
- 5) 申請書等に虚偽の記載等があった場合には、応募を無効とします。
- 6) 審査結果に対する異議の申し立てについてはお受けしません。
- 7) 審査結果の公表後に、受賞業績等が賞にふさわしくないことが判明した場合には、その賞を取り消すことがあります。

8 応募用紙の送付先および問い合わせ先

公益財団法人尾瀬保護財団事務局「尾瀬賞」係

〒371-8570 群馬県前橋市大手町一丁目 1-1 群馬県庁内

電話：027-220-4431, ファックス：027-220-4421, Eメール：oze_prize@oze-fnd.or.jp

* 尾瀬が抱える課題や尾瀬賞の応募用紙等は、尾瀬保護財団ホームページ (<https://www.oze-fnd.or.jp/>) に掲載しています。